

令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務

2 業務目的

飯島町（以下「本町」という。）が進める「飯島町第 6 次総合計画改訂版」に定める施策（以下「本事業」という。）について、本事業に関する知見やノウハウを持つ法人又は団体（以下「受入団体等」という。）に事業の企画提案から運営事業までを包括的に委託することにより、民間力を生かした高い成果の創出を目的とする。

3 事業概要

本事業の企画・運営について、受入団体等へ業務を委託するにあたり、行政と密に連携したうえで、地域内で地域課題解決に向けた活動を担える人材の確保が必要である。本事業では、企業雇用型地域おこし協力隊員（以下「雇用型隊員」という。）として当該人材の募集、選考、雇用等に関する業務を受入団体等へ委託するものである。なお、本事業において、本町と雇用型隊員との間に、指揮監督関係や任用関係は無いものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務実施場所

飯島町全域

6 委託事業の内容

受入団体等は、「飯島町地域おこし協力隊設置要綱（令和 8 年飯島町告示第 44 号。以下「設置要綱」という。）」及び、「令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託要領（以下「委託要領」という。）」に基づき、以下の事業を実施する。なお、事業実施にあたり、受入団体等は本町と密に連携を図り、事業を円滑に推進できるよう、必要に応じ本町と打合せ等を実施するとともに、打合せ記録簿等（任意様式）を整理するものとする。

(1) 雇用型隊員募集・広報等

受入団体等は、「飯島町第6次総合計画改訂版」に定める事業を実施することを広報するとともに、その関係業務を担う雇用型隊員を募集する。

① 人物像の設定

雇用型隊員として委嘱すべき人物像を設定し、ターゲットを明確化する。

② 募集要項の設計

募集要項を設計し、募集要件や手続き等を明文化する。なお、募集要項の内容は本町と協議の上、決定するものとする。

③ 広報

最適な募集媒体を選定し、雇用型隊員の募集・広報を行う。

(2) 雇用型隊員の選考・雇用等

① 雇用型隊員の募集人数は3人以内とする。

※受入団体等が受け入れできる募集人数は、受入団体等からの申請書類等を審査（二次審査）の上、決定する。

② 受入団体等は、応募者の中から雇用型隊員として適任と判断する者を、「雇用型隊員採用候補者」とする。

③ 受入団体等は、「雇用型隊員採用候補者」を選考した後、本町・受入団体等で意見交換会等のうえ、選定し雇用する。

④ 雇用型隊員の委嘱期間は、契約締結後に定めます（おおむね1年から最長3年間）。ただし、活動として地場産業等に従事する雇用型隊員が要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該活動を行うことを希望し、本町が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長（最長5年）することができる。

⑤ 最低雇用期間は、委嘱日からおおむね1年とする。

※委嘱日から1年未満の場合、雇用型隊員の「報償費・活動費」は契約完了後の精算時に返還する。

(3) その他雇用型隊員の募集から委嘱までの期間で、必要が生じる業務

7 受入団体等が雇用する雇用型隊員の要件

(1) 設置要綱を遵守できる者

(2) 本町が、広報紙や町のホームページ等で、氏名や雇用型隊員としての活動内容等を公表することについて、同意する者

8 報告等

本町は、受入団体等に対し、必要に応じいつでも、本件業務の進捗状況について

て報告を求めることができる。

9 業務委託料

業務委託に係る金額は、国の地域おこし協力隊推進要綱（令和8年総行応第40号。）に定める、国が本町に対して行う財政措置及び本町の予算の範囲内とする。

10 委託対象経費

雇用型隊員募集・選考に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

- ① 地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
- ② 民間求人サイトを活用したPRに要する経費
- ③ 都市部における募集・PR費
- ④ 現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ⑤ 職員旅費
- ⑥ 地域住民への制度説明会に要する経費
- ⑦ 受入団体に対する研修や審査に要する経費
- ⑧ 採用前の隊員に対する制度説明会に要する経費
- ⑨ 隊員・自治体職員・受入団体による合同オリエンテーションや交流会に要する経費
- ⑩ 全庁的な受入れ研修の実施に要する経費
- ⑪ 各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

11 委託料の支払い

- (1) 受入団体等は、業務の完了前に、業務に必要な経費を本町に請求することができる。この場合において、本町は当該請求に対して支払うことが適当であると判断したときは、概算払いを行うことができる。受入団体等は、本町からの概算払いを受けるために業務に必要な経費を明確に示さなければならない。
- (2) 本町は、契約金の概算払いを必要があると認められる場合において受入団体等と協議により決定します。
- (3) 委託業務が行われた各年度終了後に、本町は受入団体等より受領した過年度実施分の報告書の審査を行うとともに、必要に応じて受入団体等に対して委託業務に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査を行うことができる。本町の求めに応じて、受入団体等は速やかな証ひょう、帳簿等の提出をはじめとした適正な調査対応を行わなければならない。

- (4) 受入団体等が(1)の規定により、概算払いを受領している場合であって、当該概算払いの合計額が年度実績額を超えている場合には、受入団体等は、本町の指示により、その超える額を本町に速やかに返還しなければならない。

12 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、「設置要綱」、「委託要領」及び別紙1「令和8年度企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託仕様書」に基づき事業を実施し、疑義を生じた場合は、本町と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 委託業務を円滑に適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行う。